

豊後高田市総合評価落札方式試行要領

令和6年3月改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の総合評価落札方式に付する場合の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に規定する総合評価落札方式とは、建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする工事は、競争入札に付する工事のうち、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と価格以外の要素である技術力等を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

(総合評価落札方式の型式)

第4条 総合評価落札方式の対象工事の適用にあたっては、当該工事の難易度等に応じて、次のいずれかの型式によるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地を要すると認められる工事
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事

(総合評価落札方式審査委員会の審議)

第5条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合において、次に掲げる事項について、豊後高田市総合評価落札方式審査委員会へ審議に付すものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行うことの適否に関する事項
- (2) 落札者決定基準に関する事項
- (3) 落札者決定の適否に関する事項

(学識経験者の意見聴取)

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行う場合は、前条第2号及び第3号に掲げる事項について、2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならないものとする。ただし、前条第3号については、当該学識経験者の承認を得たうえで、省略できるものとする。

(評価の方法)

第7条 評価は、技術評価点と入札参加者の入札価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を基に得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 評価の方法は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方法

ア 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × (定数1,000,000)

イ 技術評価点 = 標準点 + 加算点

ただし、入札価格の単位は円とし、評価値は小数第5位まで表示する。(小数第6位を四捨五入)

(2) 標準点

標準点を100点とし、入札参加資格の要件を満たす者全員に配点する。

(3) 加算点

加算点については20点以内とし、別に定める評価基準に基づき評価を行い、それぞれの得点合計を加算点として与える。

(公告又は通知に示す事項)

第8条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、入札公告又は入札通知に次の事項を示すものとする。

(1) 総合評価落札方式による旨

(2) 評価値の算定を行うための資料の内容、提出期限等

(3) 落札者決定基準

(4) その他総合評価に関する事項

(入札書の提出期限)

第9条 入札書は入札金額内訳書と同時に提出させるものとし、契

約担当者は、入札書の提出期間（日時）を指定することができるものとする。

（落札決定）

第10条 契約担当者は、次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、評価値の高い者を落札者とするものとする。

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（1） 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

（2） 低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が適合すると認められた者であること。

2 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日以内とする。

3 前2項の規定については、入札公告又は入札通知において明らかにするものとする。

（落札結果の公表）

第11条 契約担当者は、落札者を決定した場合には、速やかに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

（秘密の保持）

第12条 この要領に基づき入札者から提出された評価値の算定を行うための資料は、公表しないものとする。

（評価内容の担保）

第13条 契約担当者は、落札決定に反映された内容について、その履行を確保するための措置について、契約（特記仕様書）において取り決めておくものとする。

2 契約担当者は、落札者決定に反映された内容が履行できなかったときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。この場合において、仕様を満足できなかったものがあるときは、工事成績評定の減点及び指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。

3 前2項の規定については、入札公告又は入札通知において明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第14条 落札者とならなかった者は、落札者とならなかったことの説明を契約担当者が落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(豊後高田市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に申し立てることができるものとし、申立てについては、原則として書面によるものとする。

2 契約担当者は、苦情申立てについては、前項に規定する期限の日から原則として5日以内に回答するものとする。

3 契約担当者は、第1項の内容を入札公告又は入札通知において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から施行し、令和4年4月1日以降の入札から適用する。

(経過措置)

2 当分の間、第3条に規定する対象工事は、原則として予定価格が土木一式工事の場合は3千万円以上、建築一式工事の場合は5千万円以上の競争入札に付する工事とし、特別簡易型を適用させることとする。

(施行期日)

1 この要領は、令和6年3月1日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、令和6年5月1日以降に豊後高田市総合評価落札方式審査委員会の審議に付する工事から適用する。